

企業における性の多様性理解促進業務委託仕様書

1 業務の目的

県では、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」（以下「条例」という。）を令和3年3月に制定しました。また、条例の趣旨に基づき、性的指向及び性自認にかかわらず、安心して暮らすことができる環境づくりの取組として、令和3年9月1日から「三重県パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始するなど取組を進めています。

本業務は、性のあり方にかかわらず、誰もが個性や能力を発揮できる多様な生き方を認め合う社会の実現に向けて、企業向けのガイドライン作成や研修などを実施し、企業における性の多様性にかかる理解を促進することを目的としています。

2 業務名

企業における性の多様性理解促進業務

3 委託期間

契約日から令和4年3月25日（金）

4 委託業務の内容

（1）企業向けガイドラインの内容作成

企業が性の多様性に関する取組を進めるうえで、性の多様性について理解を深め、性の多様性を認め合う職場環境づくりを促すためのガイドラインを作成します。

ア ガイドラインの作成にあたっては、社内啓発・研修等で活用できるよう、わかりやすく伝わる内容としてください。

イ ガイドラインの構成については、次のとおり一例を示しますが、例にかかわらず、事業の目的達成に効果的な項目を提案してください。

（項目例）

- ・はじめに（ガイドラインの目的）
- ・性の多様性に関する基礎知識
- ・当事者が直面している職場における課題
- ・職場における具体的な取組（推進体制づくり、理解の促進、ハラスメント対策、相談対応や職場環境、採用・雇用・福利厚生における取組など）
- ・企業が取組を進める上での視点（多様な人材の活躍による生産性の向上やビジネスの拡大など）
- ・国・三重県の取組、相談窓口案内 など

ウ 業務に関連する下記の資料を提供するので、ガイドライン作成時の参考としてください。

- ・「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」リーフレット（別添資料1）

- ・「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン～LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認（SOGI）について理解を深め、行動する～」 （別添資料2）

（2）ガイドラインの冊子の作成及び電子データの提出

（1）により作成した内容を、冊子として研修等に活用しやすいように作成・編集し、印刷のうえ納品してください。冊子のタイトルは委託者と協議のうえ決定することとします。

- ・ A4サイズ、カラー両面印刷、表紙・裏表紙を除き20ページ程度としてください。
- ・ 1500部印刷してください。
- ・ 校正回数は必要に応じて数回行います。
- ・ 文字校正の段階で内容の修正を依頼することがあります。
- ・ 冊子の製本と加工については、県と協議のうえ、決定することとします。

作成したガイドライン冊子は県ホームページに掲載するため、電子データ（PDF）を提出してください。

（3）企業向け研修の実施

県内企業を対象として、性の多様性に関する理解促進のための研修を実施します。

ア 研修内容の企画・調整等

- ・ 講師は研修実績のある適切な者を選定し、講師と協議のうえ、研修の実施に必要な運営企画・調整等を行います。
- ・ 事業目的の効果を得るために適切な研修内容・参加対象（参加人数は50人以上を目標）・開催回数（1回以上）を提案してください
- ・ 会場は三重県内とし、開催方式は会場参加とオンライン参加の併用による開催とします。

イ 参加者の募集等

- ・ 実施にあたっては、募集チラシ等の作成、SNS等WEB媒体等を活用し県内企業に広く周知を行うこととします。
- ・ 参加申込方法は、参加者の利便性を考慮の上、事前に県と協議して決定します。

ウ 研修実施のための会場、機材等

- ・ 研修に必要な会場、設備・機材等を確保してください。

エ 研修の実施・運営

- ・ 研修資料は、参加者が理解しやすいよう工夫し、県と事前に協議のうえ、研修開催にかかる資料およびアンケート等一式を準備します。
- ・ オンライン研修の体制、設備、環境等を準備することとします。

オ 参加者アンケートの実施及びアンケート結果の集計

- ・ 研修終了後に、参加者アンケートを実施します。アンケート内容は県と協議を行います。

カ その他

- ・研修開催に際しては、開催時期における「新型コロナウイルス感染症にかかる県主催イベントの開催基準」に従い、感染予防対策等を講じることとします。
- ・感染状況をふまえ開催方法の見直し等が必要となった場合は、改めて県と受託者において協議を行うこととします。

(4) その他の提案

(1)～(3)以外に、事業に追加することで高い効果が得られると期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。

上記(1)～(4)の実施に必要なその他費用はすべて委託金額に含むものとします。

5 納品物、納期、納品場所

下記の納品物について、企業向け研修の実施日までに納品してください。電子データの提出にあたってはDVD等の記録媒体で納品することとします。

(1) 納品物

ア 印刷した企業向けガイドラインの冊子	1,500部
イ 企業向けガイドライン(冊子)の電子データ	一式
ウ 業務完了報告書(様式任意、A4版・両面印刷)	一部

ただし、ウについては、委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和4年3月25日(金)のいずれか早い日までに県に提出して完了検査を受けることとします。

なお、業務完了報告書には次の項目を含まなければならないものとします。

- ①委託業務の実施内容
- ②委託業務の成果・事業効果の検証結果
- ③委託業務にかかる支出の費目別内訳
- ④その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- ⑤上記資料に関する電子データ 1式(CD-R等)

(2) 納品場所

三重県 環境生活部ダイバーシティ社会推進課

6 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとします。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとします。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとします。

- (4) 本業務において作成した成果品の所有権、著作権、特許権、使用权等の諸権利は三重県に属するものとします。
- (5) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではないものとします。

7 必要書類の提出等

受託者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに県に以下の書類を提出するものとします。

- (1) 業務計画書
- (2) その他三重県が必要とする書類

8 特記事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守してください。また、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意してください。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が、(2)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。